

※ 申出フォームによる申込方法に 変わりました

布マスクの配布を希望される場合、
令和4年1月28日（金）までに申出をお願いします。

1 布マスクの配布について

今般、希望する個人等（※）に対して布マスクを配布することとしました。
配布を希望する場合はこのリーフレットに沿って、令和4年1月28日（金）
までに厚生労働省まで申出を行ってください。

※ 個人のほか、自治会・町内会等で複数人分をまとめて申請することも可能です。

※ 配布する布マスクの大きさは以下のとおりです。

・平型（綿）：9.5×13.5 cm ・立体型（ポリエステル）14.0×20.0 cm

（大きさについて、個体により多少の誤差があります）

※ 応募多数の場合は、希望数どおりに配布できない場合がありますが、こうした場合において申請者に個別に連絡することはいたしませんので、あらかじめご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

2 配布枚数・配送形態

原則として100枚単位で必要な枚数を配布します。

※ 各枚包装されたものを1箱（300×215×150mm）あたり100枚を梱包して配布します。なお、配布枚数が1,000枚を超える時は、1箱（490×470×400mm）あたり1,000枚を梱包して配布します。

（大きさについて、個体により多少の誤差があります）

3 申出フォーム

HPに掲載している[申出フォーム](#)に必要事項を入力し申出を行ってください。

（詳細はこちら）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifu_kibou.html

（お問合せ先）

電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）

※電話が集中し、つながりにくい場合がありますのでご了承ください。



送料や手数料など、どのような名目であれ、マスクの配布に関して費用の負担をお願いすることはありません。ご注意ください。

布製マスクの配布希望の申出方法

申出フォームによる申請

ホームページへアクセス

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifu_kibou.html

⇒各種事項を確認のうえ、掲載している専用の申出フォームへアクセスし、施設名、住所、電話番号、必要枚数など必要事項を記入し申出送信

※ 自治体、個人、団体とで申出フォームが異なります

申出

厚生労働省で、申出内容を確認

※確認のためのお問合せをさせていただく場合があります。

※応募多数の場合は希望数どおりに配布できない場合があります。

2月以降に順次配布

(お問合せ先)

電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）

Q & A

Q.到着の日時を指定することはできますか。

A.団体からの申請については、原則的に平日昼間の到着になります。

なお、個人からの申請については、平日の受け取りが難しい場合は、提出様式の旨記載いただければ、希望の曜日・時間帯に到着するよういたします。

(特定の日には指定できませんのでご了承ください)

Q.申出した布製マスクはいつ頃に届きますか。

A.2月以降に順次配布いたします。